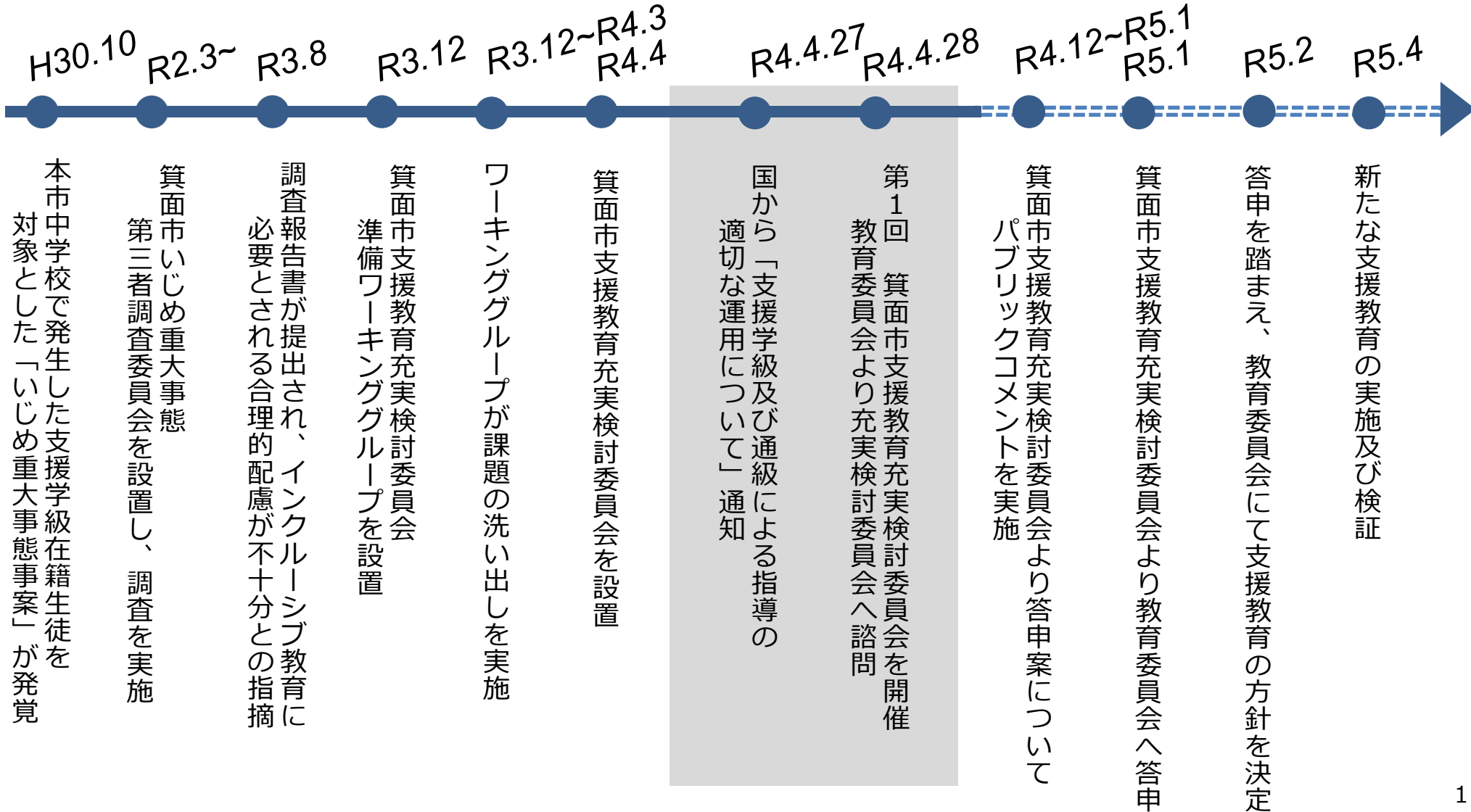


箕面市支援教育充実検討委員会 答申素案に係る説明資料

令和4年（2022年）11月
箕面市支援教育充実検討委員会

■これまでの経過 及び 今後の予定



■ 箕面市における支援教育の課題と原因



ワーキンググループで課題と原因を整理し、それをふまえ、今後の箕面市の支援教育充実のための検討すべき事項の洗い出しを実施

課題

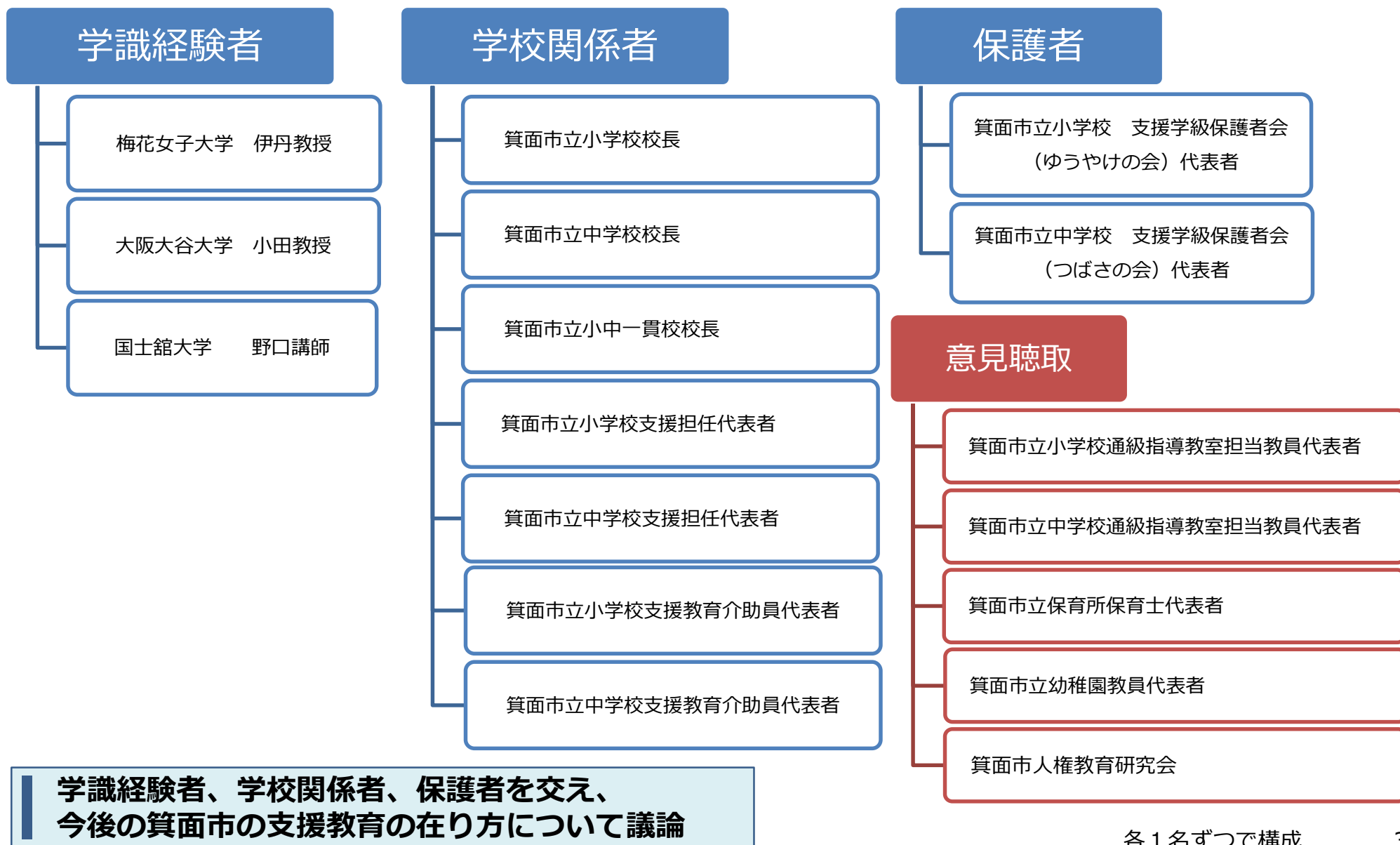
- ・ 支援学級在籍の児童生徒数が急増し、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供する個別最適な学びの場の確保が困難
- ・ 「箕面市立中学校生徒のいじめ申立に関する調査報告書」にてインクルーシブ教育に必要とされる合理的配慮が不十分との指摘

原因

- ・ 「ともに学びともに育つ」学校、学級づくりを行うための合理的配慮等について、教職員間における共通理解にずれがある
- ・ 個別の教育支援計画に基づいた個別の指導計画が適切に作成されておらず、個に応じた教育課程が実施されていないケースがある
- ・ 学校生活で支援が必要な場合、「支援学級に入級する」ことで対応しているケースが多い

検討すべき課題を、「①学びの場の充実」、「②教職員の在り方」、「③保幼小中における連続性」、「④人権意識と障害理解」の項目に分類し、箕面市支援教育充実検討委員会へ諮問した。

■「箕面市支援教育充実検討委員会」の構成メンバー



■「箕面市支援教育充実検討委員会」で審議した内容

○第1回(R4/4/28開催) 諮問 / 有識者より課題認識等の情報共有

○第2回(R4/5/30開催) 学びの場の充実①

1. 適切な自立活動の実施
2. 個別の教育支援計画、指導計画の作成、活用
3. 専門的見地に基づく支援
4. 校内ICTの利活用

○第3回(R4/6/27開催) 学びの場の充実②

1. 通級の活用 / 全校設置

○第4回(R4/7/25開催) 学びの場の充実③ / 教職員の在り方

1. 支援教育介助員の役割、配置の再構築
2. ユニバーサルデザインの授業や学級づくりなど基礎的環境整備の充実
3. 教職員の専門性の向上
4. 支援教育コーディネーターの役割の明確化

○第5回(R4/8/23開催) これまでの議論の確認及び再検討

○第6回(R4/9/12開催) 保幼小中の連続性 / 人権意識と障害理解

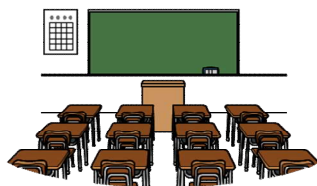
1. 保幼小中の連続性
2. 人権意識と障害理解

○第7回(R4/10/4開催) 答申素案(概要)

1. 箕面市支援教育充実検討委員会 答申素案(概要)について
2. 支援学級及び通級による指導の適切な運用について

■ 小中学校内における通常学級、通級指導教室、支援学級の違い（文部科学省：特別支援教育の現状）

通常学級



35人～40人学級で
一斉指導による授業

小学校、中学校、高等学校等にも障害のある児童生徒が在籍しており、**個々の障害に配慮しつつ通常の教育課程に基づく指導を行う。**

なお、小学校、中学校における、学習障害、注意欠陥多動性障害、高度自閉症等の発達障害の可能性のある児童生徒は6.5%程度の在籍率となっている。

支援学級



1人～8人学級で、個別の指導計画に基づく、特別の教育課程による個別又は、少人数の授業

小学校、中学校等において以下に示す障害のある児童生徒に対し、**障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される。**

《対象障害種》

知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、
自閉症者・情緒障害者 ※障害種ごとに設置

通級指導 教室

小学校、中学校、高等学校等において、**通常学級に在籍し、通常学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を別室で行う指導形態。週当たりに換算すると、1単位時間から8単位時間程度**まで。

※通常学級在籍の児童生徒のみ利用可能

■ 小中学校内における通級指導教室、支援学級の違い（大阪府：自立活動ハンドブック（小学校版））

通級指導教室

通常学級在籍

通常の学級の教育課程に特別の教育課程を加える、または一部を替える

支援学級

支援学級在籍

特別の教育課程について、自立活動を取り入れることや、下学年の教科の目標や内容に替えたり、知的障害支援学校の各教科に替える

《共通》

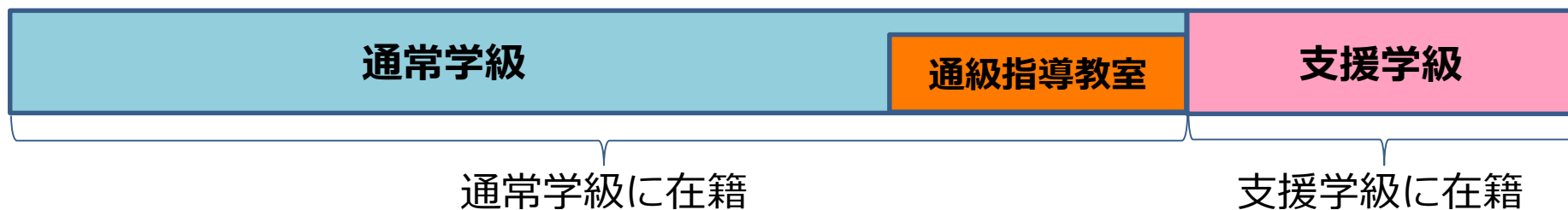
関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための「個別の教育支援計画」と一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた「個別の指導計画」を作成し活用すること

特別の 教育課程

- ◇ 下学年や支援学校（知的）の教科内容に替える
- ◇ 各教科・領域の授業時数の弾力的な取扱い
- ◇ 自立活動の指導
- ◇ 各教科等を合わせた指導
- ◇ 実態に応じた教科用図書の使用

■ 小中学校内における在籍の場

在籍の場は大きく分けて、「通常学級」と「支援学級」の2つがあり、通常学級在籍の児童生徒のみ「通級指導教室」を利用することが可能である。



■ 支援学級在籍の児童生徒の学びの場

大阪府は、基本的に「通常学級」で学び、国語や算数などの一部の時間のみ「支援学級」で学ぶケースが多い。
大阪府以外では、基本的に「支援学級」で学び、体育や音楽などの一部の時間のみ「通常学級」で学ぶケースが多い。



■大阪府の「ともに学び、ともに育つ」教育について

○大阪府の「ともに学び、ともに育つ」教育

(大阪府：「ともに学び、ともに育つ」支援教育のさらなる充実に向けて)

障がいのある子どもと周りの子どもたちが、集団の中で一人ひとりを尊重し、ちがいを認め合いながら、自尊感情を高め、互いを大切にすることを育む取り組みであるとともに、地域社会の一員として人や社会とつながり、支え合いながら、生き生きと活躍できる共生社会の実現をめざすものであり、その形成の基礎となるもの。

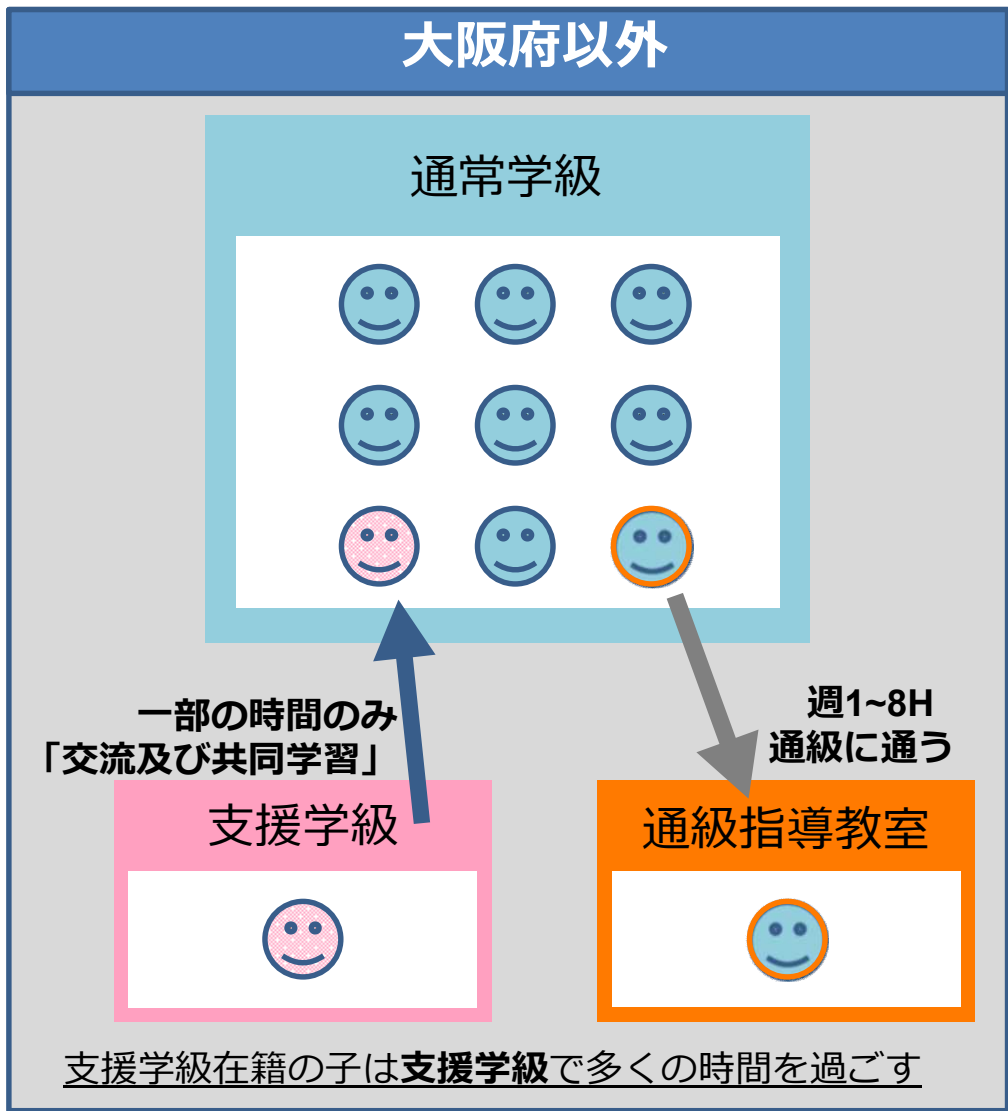
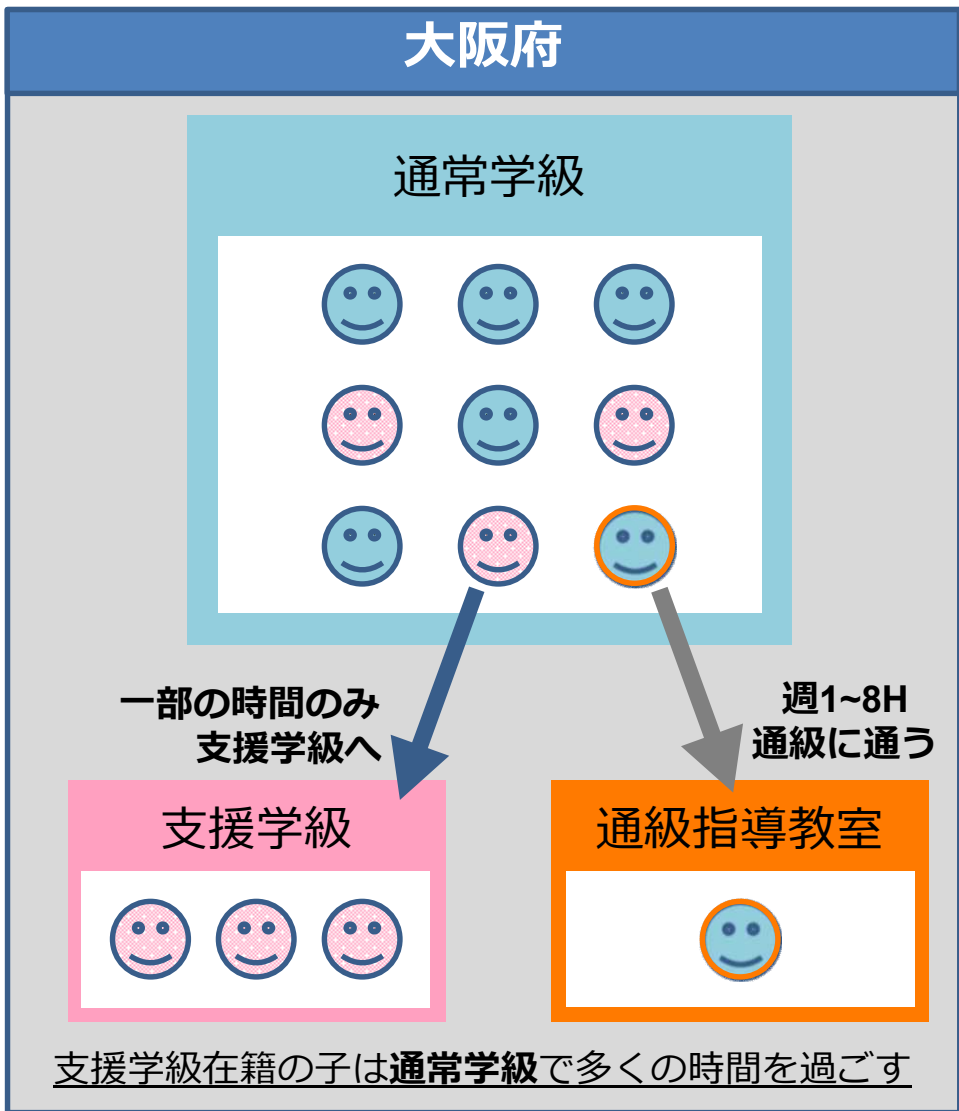
○「特別支援教育」「特別支援学級」について

- ・ 障害の有無に関わらず、すべての児童生徒が豊かに生きるために、支援教育の推進が必要
- ・ 通常学級、支援学級ともに支援は必要

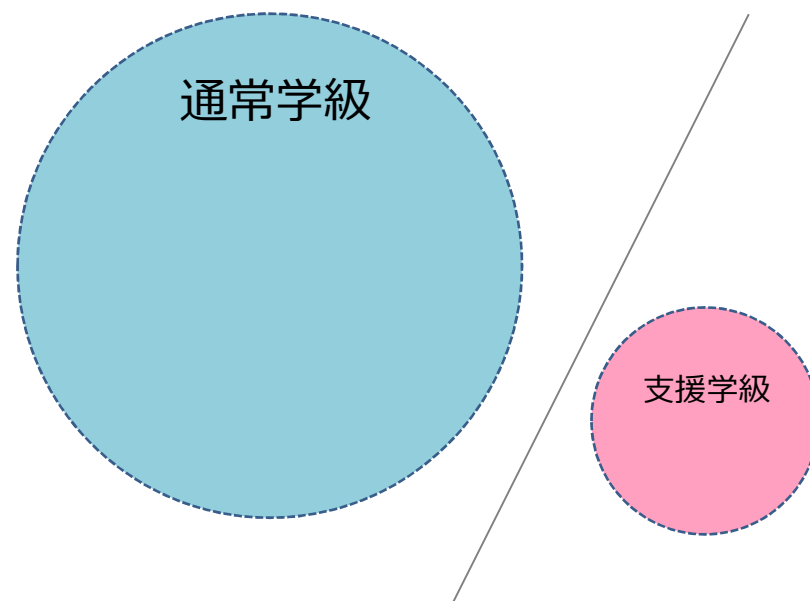
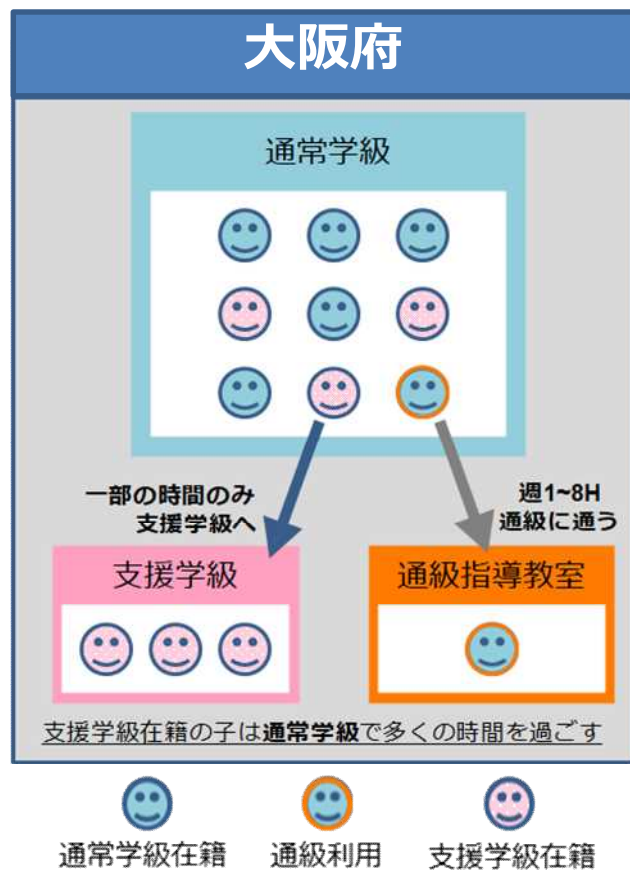
⇒大阪府では「特別」という表現ではなく、「支援教育」「支援学級」と呼ぶようにしている

■ 通常学級／支援学級／通級指導教室のイメージ

 通常学級在籍  通級利用  支援学級在籍



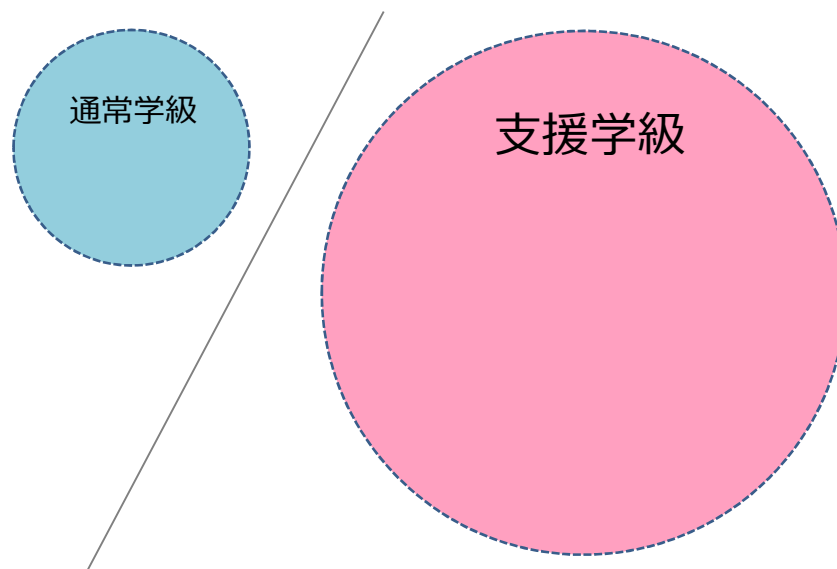
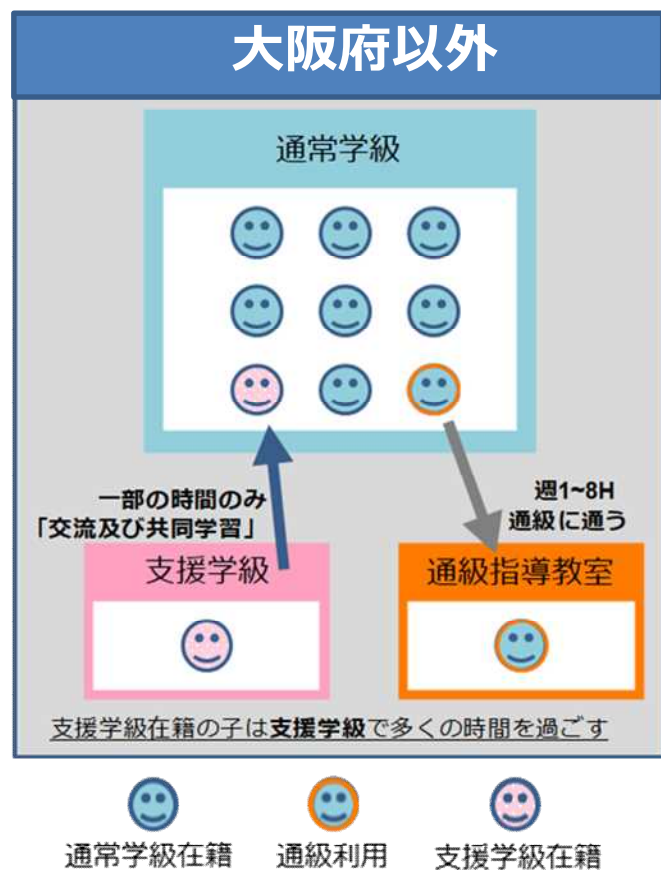
■ 通常学級／支援学級／通級指導教室のイメージ



基本的に、支援学級在籍の児童生徒も、通常学級の教室で、ともに学ぶ形式。
一部の時間、必要に応じて、支援学級の教室で、特別の教育課程に基づく学習や
自立活動を行うことが多い。

※通常学級内で自立活動を行うケースもある

■ 通常学級／支援学級／通級指導教室のイメージ



大阪府以外の市町村では、支援学級在籍の児童生徒は、通常学級の教室とは別の支援学級の教室で多くの時間を過ごす。

一部の時間のみ「交流及び共同学習」として通常学級の教室で学ぶ形式が多い。

■ 自立活動の指導（文部科学省：特別支援学校学習指導要領・学習指導要領解説）

個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動である。

■ 自立活動の内容（6区分27項目：概要版）

自立活動は、「人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素」と「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」で構成され、6つの区分と27の項目に整理されている。

区分	項目
①健康の保持	生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を身体的な側面を中心として図る観点
②心理的な安定	自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自己のよさに気付く観点
③人間関係の形成	自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う観点
④環境の把握	感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする観点
⑤身体の動き	日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする観点
⑥コミュニケーション	場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする観点

■土台としての自立活動

自立活動を行うことで、苦手な部分を補っていく

①健康の保持

②心理的な安定

③人間関係の形成

④環境の把握

⑤身体の動き

⑥コミュニケーション

本人の持っている力

<自立活動の例>

- ・ 様々な表情の顔のイラストを見て「相手は今どんな気持ちかな？」と相手の表情を視覚的に捉える練習（③人間関係の形成）
- ・ 欲しいもの、興味があるものを見つけた場合、他者のものであっても相手に断りなく使ったり持ち出したりしてしまう児童生徒に対し、「それをされたらどういう気持ちになるか」を疑似体験し、適切な言動、伝え方を学ぶ（⑥コミュニケーション）

箕面市支援教育充実検討委員会の検討事項について

箕面市支援教育充実検討委員会の検討事項について

■ 通級指導教室の活用 / 全校設置

答申素案：【通級指導教室を全校に設置し、学びの場の選択肢を増やすべき】
【通級の利用者が多い学校については、複数名の教員配置を検討すべき】

■ 箕面市の小・中学校の通級指導教室に通う児童生徒数

自校通級設置校			令和4年5月1日現在			
学校名	児童生徒 在籍数	一人の教員が担当す る児童生徒数	自校通級	巡回指導	巡回指導先	
箕面小	556人	13人	13人	0人		
止々呂美小	776人	25人	25人	0人		
南小	561人	14人	14人	0人		
西小	870人	19人	15人	4人	西南小	
東小	426人	20人	16人	4人	西南小	
萱野東小	751人	14人	14人	0人		
豊川北小	513人	25人	22人	3人	萱野小	
中小	652人	20人	17人	3人	北小	
豊川南小	816人	18人	18人	0人		
萱野北小	205人	23人	20人	3人	萱野小	
彩都の丘小	1,155人	21人	18人	3人	萱野小	
小学校計	7,281人	212人	192人	20人		
一中	616人	13人	5人	8人	三中	四中
二中	385人	14人	8人	6人	止々呂美中	
六中	449人	13人	10人	3人	五中	彩都の丘中
中学校計	1,450人	40人	23人	17人		
小中合計	8,731人	252人	215人	37人		

現状

通級指導教室が全校に設置されておらず、学びの場の選択が限られている

課題

通級担当教員 1 人あたりの担当する児童生徒数が多いため、児童生徒の個別のニーズに応じた十分な指導が行えない状況にある

解決策

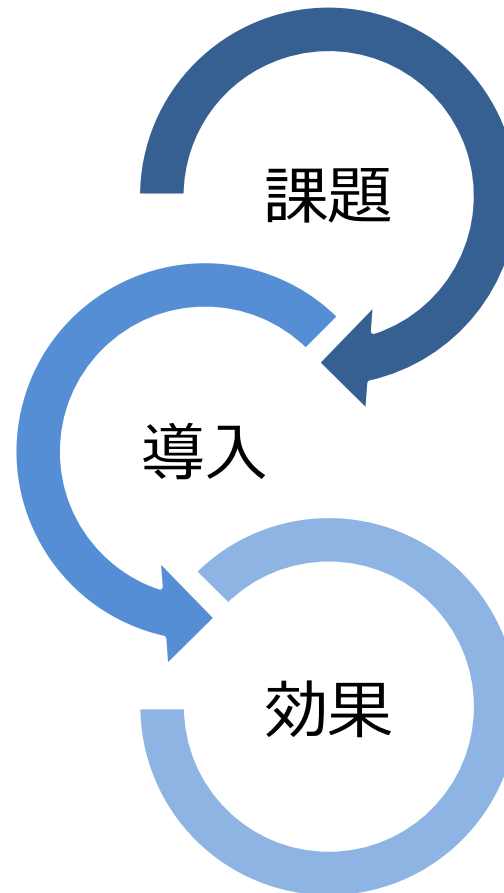
- ・ 通級を全校に設置し、学びの場の選択肢を増やす
- ・ 利用者が多い学校については、複数名の教員配置を検討

箕面市支援教育充実検討委員会の検討事項について

■ LITALICO教育ソフト（個別の学びシステム）

答申素案：【経験の浅い教員でも、自立活動が実施できるよう、実態に即した個別の指導計画、支援計画を作成することができるシステムを導入すべき】

- ・保護者が回答したアンケート等をA I 分析し、対象の児童生徒の必要な支援の洗い出し
- ・経験の浅い教員でもA I 分析により実態に即した個別の指導計画、支援計画を作成



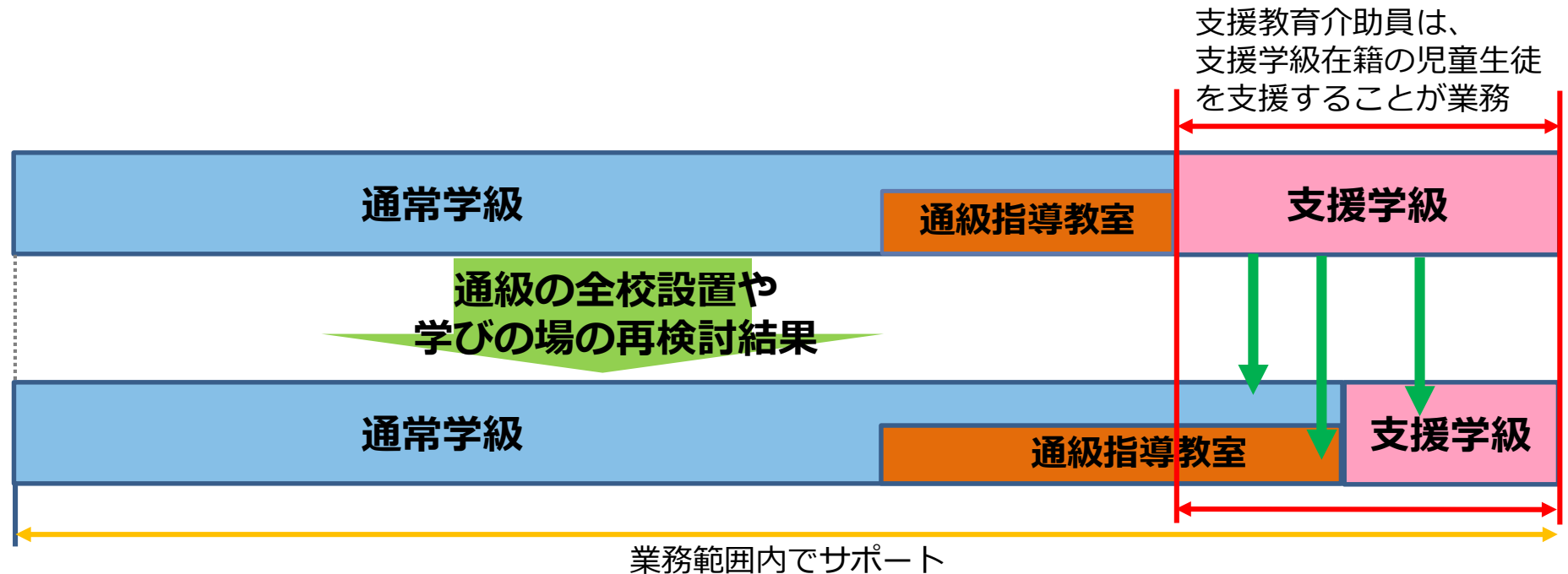
- ・経験の豊富な教員の大量退職により、経験の浅い教員が増加
- ・支援が必要な児童生徒が増加しているが、経験の浅い教員は、知識不足により適切な自立活動を実施することが困難

- ・実態に即した個別の教育支援計画、指導計画が作成できるため、従来の計画より活用し易くなる
- ・苦手分野を克服するための教材が紐付いているため、経験の浅い教員でも自立活動が実施でき支援の質が担保できる

箕面市支援教育充実検討委員会の検討事項について

■ 「(仮称)学びの充実サポーター」について

答申素案：【全ての支援教育介助員を、「(仮称)学びの充実サポーター」に移行し、校内でサポートを必要とする児童生徒の支援を行うべき】



通級の全校設置や学びの場を再検討した結果、「支援学級」の在籍から「通常学級」に変更し、「通級指導教室」を利用する児童生徒が増加する見込み。

※通級指導教室を利用しない児童生徒もいる

これまで「支援教育介助員」は支援学級在籍の児童生徒のみを支援していたが、
今後は「(仮称)学びの充実サポーター」に名称を変更し、
支援学級在籍に関わらず、校内でサポートが必要な児童生徒をサポートしていく。

箕面市支援教育充実検討委員会の検討事項について

■ 支援教育コーディネーターの専門性向上について

答申素案：【支援教育コーディネーターの専任化または、担当の児童生徒数を減らすべき】
【特別支援学校教諭免許の取得をサポートし、支援教育コーディネーターの専門性の向上させるべき】



支援コーディネーターの現状

他の支援担任と同数の
児童生徒を担当



支援コーディネーター業務



解決策

支援コーディネーターの
専任化

または

担当の児童生徒数を減らす

加えて

特別支援学校教諭免許の取得をサポートすることで、
支援教育コーディネーターの専門性の向上

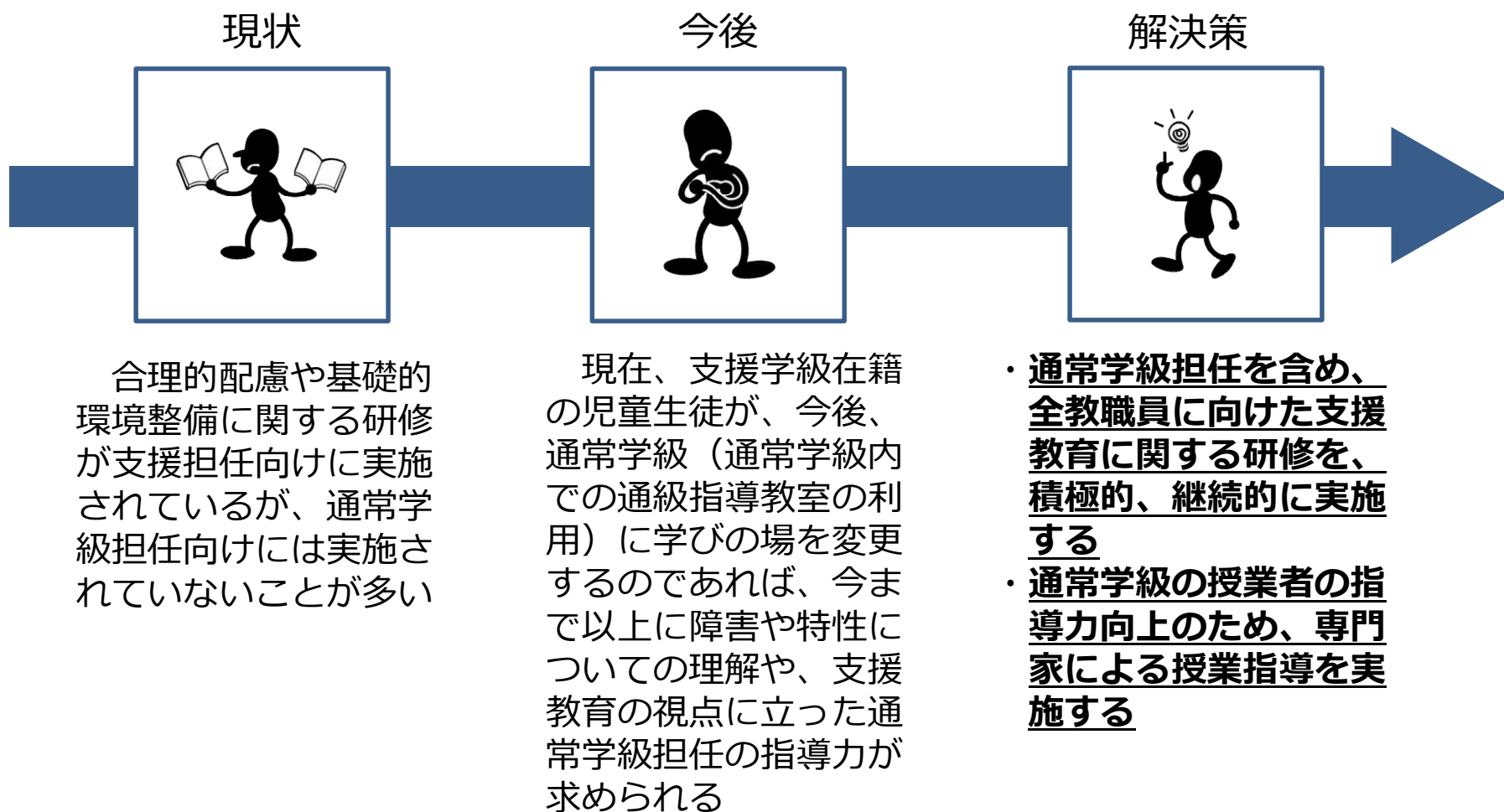
※市内の教諭の特別支援学校教諭免許の保有率：小学校 約 10%、中学校 約 4%

箕面市支援教育充実検討委員会の検討事項について

■教職員の研修／専門家による授業指導について

答申素案：【通常学級担任を含め、全教職員に向けた支援教育に関する研修を積極的、継続的に実施すべき】

【通常学級の授業者の指導力向上のため、専門家による授業指導を実施すべき】



箕面市支援教育充実検討委員会の検討事項について

■ 保幼小中における連続性

答申素案：【校区連携を強化し、小学校と中学校が、それぞれで実施している支援の実態を把握することができる機会を確保すべき】

現状

民間の保育所や幼稚園が増加しており、小学校への引き継ぎ書類の内容、時期などが徹底しきれていない

解決策

「保育・幼児教育センター」を活用し、公立、民間に関わらず、すべての保育所や幼稚園に対して、小学校への引き継ぎ書類の内容、時期など周知徹底する

現状

基礎的環境整備や合理的配慮の捉え方や支援方法に相違点がある

解決策

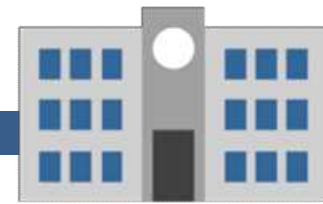
校区連携を強化し、小学校と中学校が、それぞれで実施している支援の実態を把握することができる機会を確保する
連続性のある支援体制を構築するため、小中一貫校の活用や小中の人事交流などを行う



保育所・幼稚園
認定こども園



小学校



中学校

卒業

現状

書面での引き継ぎは、行われているが、子どもの障害特性や実態に応じた支援体制が十分に整っていない場合がある

解決策

小学校や中学校に入学後、2、3ヶ月の間を「見立てを行う期間」とし、書面での引き継ぎでは把握できない部分を学校と保護者が確認する期間を設定

箕面市支援教育充実検討委員会の検討事項について

■ 人権意識と障害理解

答申素案：【全ての教職員の人権意識の向上のために、障害理解を含む人権に係る研修をより一層充実させるべき】

【教職員だけでなく児童生徒も主体的に考えられるような機会を確保すべき】

課題

学級経営や授業づくりをインクルーシブの視点をもって実施する必要があるが、技術と意識が育っていない



「ともに学びともに育つ」教育について、理念を継承するために、研修を継続していく必要がある

解決策

研修の実施

人権
意識

障害
理解



全ての教職員の人権意識の向上のために、障害理解を含む人権に係る研修をより一層充実させる

インクルーシブな学校を作っていくために必要なことについて教職員だけでなく児童生徒も主体的に考えられるような機会を確保する

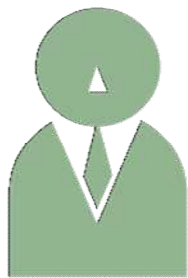
箕面市支援教育充実検討委員会の審議状況について

■ 支援教育専門員の配置について

充実検討委員会からの提案

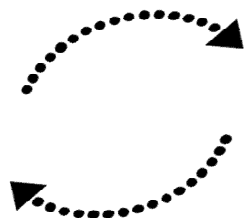
支援教育の充実に向けて各校を巡回し、学校の困りごとなどに対応する
「(仮称)支援教育専門員」の配置を検討する

教育委員会

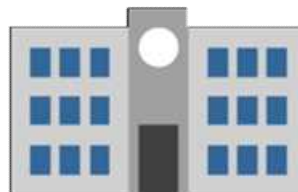


(仮称)支援教育専門員

巡回する



市内の各小中学校



(仮称)支援教育専門員が巡回することで、

支援教育に係る学校の困りごと
などに対応する

《対応例》

- ・ 授業への助言、サポートを行う
- ・ 児童生徒への関わり方を
ともに考える
- ・ 校内支援委員会への参加



I. 箕面市における支援教育の課題

- ・ 支援学級在籍の児童生徒数が急増し、個別最適な学びの場の確保が困難
- ・ 「箕面市立中学校生徒のいじめ申立に関する調査報告書」にてインクルーシブ教育に必要とされる合理的配慮が不十分との指摘【原因】
- ・ 「ともに学びともに育つ」学校、学級づくりを行うための合理的配慮等について、教職員間における共通理解にずれがある
- ・ 個別の教育支援計画に基づいた個別の指導計画が適切に作成されておらず、個に応じた教育課程が実施されていないケースがある
- ・ 学校生活で支援が必要な場合、「支援学級に入級する」ことで対応しているケースが多い

II. 箕面市支援教育充実検討委員会への諮問事項

①学びの場の充実

- ・ 適切な自立活動の実施
- ・ 通級の活用 / 全校設置
- ・ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成、活用
- ・ 専門的見地に基づく支援
- ・ 支援教育介助員の役割、配置の再構築
- ・ 校内ICTの利活用

②教職員の在り方

- ・ ユニバーサルデザインの授業や学級づくりなど基礎的環境整備の充実
- ・ 教職員の専門性の向上
- ・ 支援教育コーディネーターの役割の明確化

③保幼小中における連続性

- ・ 保幼小中間の引き継ぎ
- ・ 保幼も含めた校区連携を強化し、支援の連続性を確保

④人権意識と障害理解

- ・ 児童生徒理解に基づく集団づくり
- ・ 人権意識と障害理解の再認識

III. 箕面市支援教育充実検討委員会の答申素案の内容

①学びの場の充実

- ・ 支援学級や通級に在籍する児童生徒に対して、一人一人に個別最適な自立活動を実施する
- ・ 個別の教育支援計画及び指導計画の作成をサポートし、計画の質を担保できる仕組みを導入
- ・ 通級を全校に設置し、学びの場の選択肢を増やす
- ・ 就学支援委員会を新たに設けるのではなく、既存の仕組みを整理し対応する
- ・ 全ての支援教育介助員を「(仮称)学びの充実サポーター」に移行し、校内でサポートを必要とする児童生徒の支援を行う
- ・ ICTを活用し、個別の教育支援計画及び指導計画の共有、引継ぎを行う

②教職員の在り方

- ・ 「ともに学びともに育つ」教育について、理念を再認識するため、研修を継続的に実施する
- ・ 合理的配慮や支援教育に係る研修を学級担任を含め全教職員に実施する
- ・ 教職員の専門性の向上を図るために、特別支援学校教諭免許の取得をサポートするとともに、採用後に支援教育を担当することを推奨する
- ・ 通常学級の授業者への専門的な指導が必要であり、専門家による授業指導の頻度を増やす
- ・ 支援教育コーディネーターは、専任または担当の児童生徒の人数を軽減し、校内巡回や支援担任の育成など校内で中心的な役割として動きやすくする環境整備を行う

③保幼小中における連続性

- ・ 保育所や幼稚園に対し、小学校への引き継ぎ書類について周知徹底する
- ・ 校区連携を強化し、小学校と中学校が、それぞれで実施している支援の実態を把握することができる機会を確保する
- ・ 小学校高学年から中学校における支援を見据えて、支援の実施方法を中学校の支援方法に寄せていく
- ・ 連続性のある支援体制を構築するため、小中一貫校の活用や小中の人事交流などを行う
- ・ 小学校や中学校に入学後、2、3ヶ月の間を「見立てを行う期間」とし、書面での引き継ぎでは把握できない部分を学校と保護者が確認する期間を設定する

④人権意識と障害理解

- ・ 全ての教職員の人権意識の向上のために、障害理解を含む人権に係る研修をより一層充実させる
- ・ 全教職員が障害理解を含む人権研修を受け、全ての児童生徒が安心して過ごすことのできる学級づくりを行うことが重要
- ・ 教員の一人一人が児童生徒の個性を見取った上で、すべての児童生徒が前向きに学習へ参加ができるような手立てを考えた授業づくりを、自分事として行うことが大切
- ・ インクルーシブな学校をつくっていくために必要なことについて教職員だけでなく児童生徒も主体的に考えられるような機会を確保する

インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、「交流」の側面のみに重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切ではありません。

～中略～

- ・ 特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない
- ・ 個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では 自立活動に加えて算数（数学）や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている
- ・ 「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」といった実施形態がある中で、通級による指導が十分に活用できていない

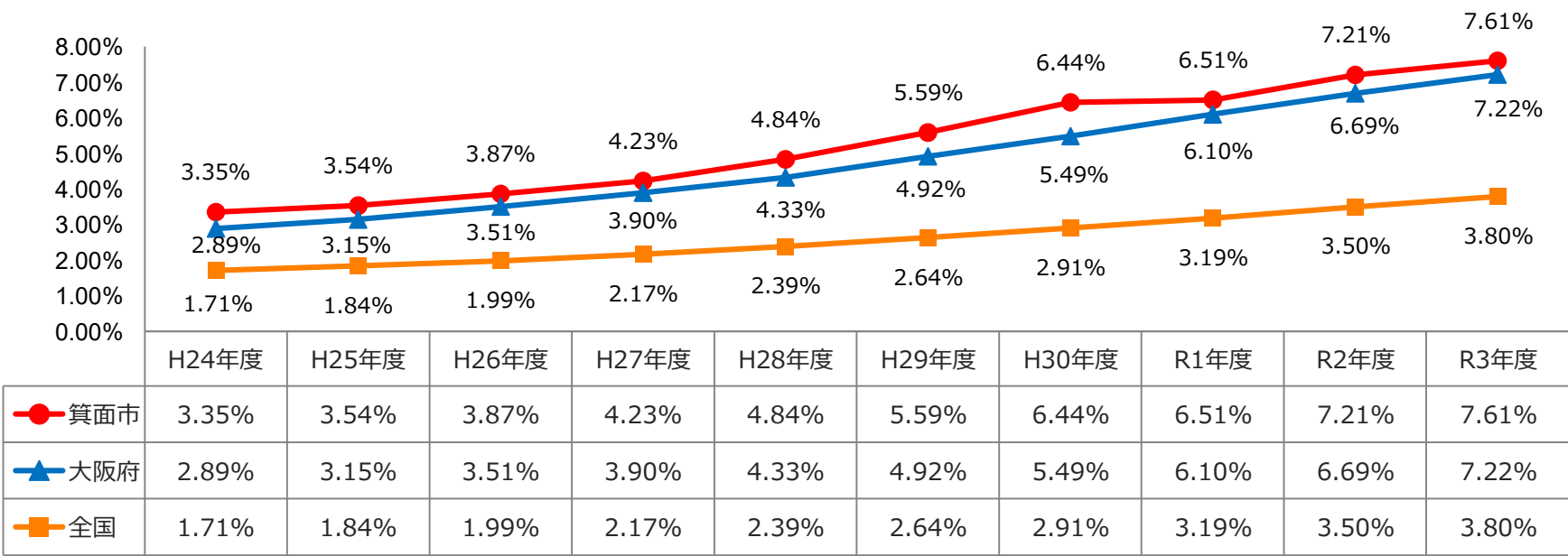
～中略～

特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。

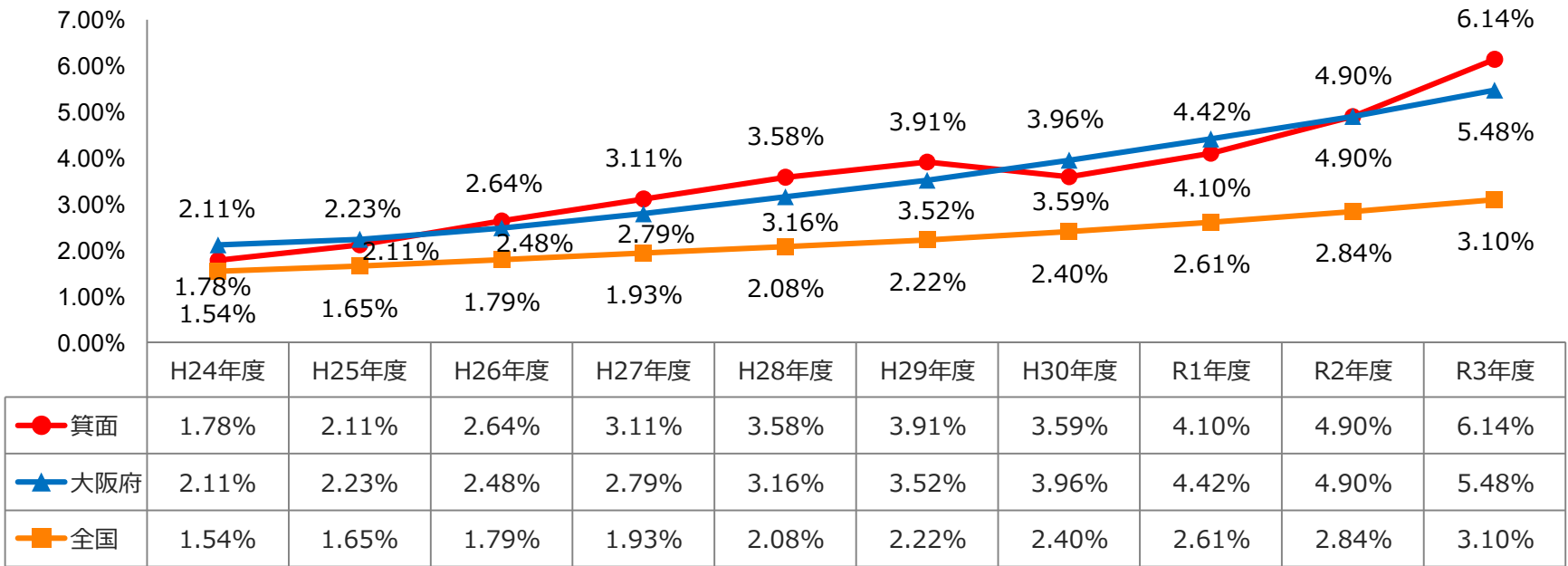
ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

《参考》箕面市/大阪府/全国の全児童生徒に占める支援在籍の割合（H24～R3）

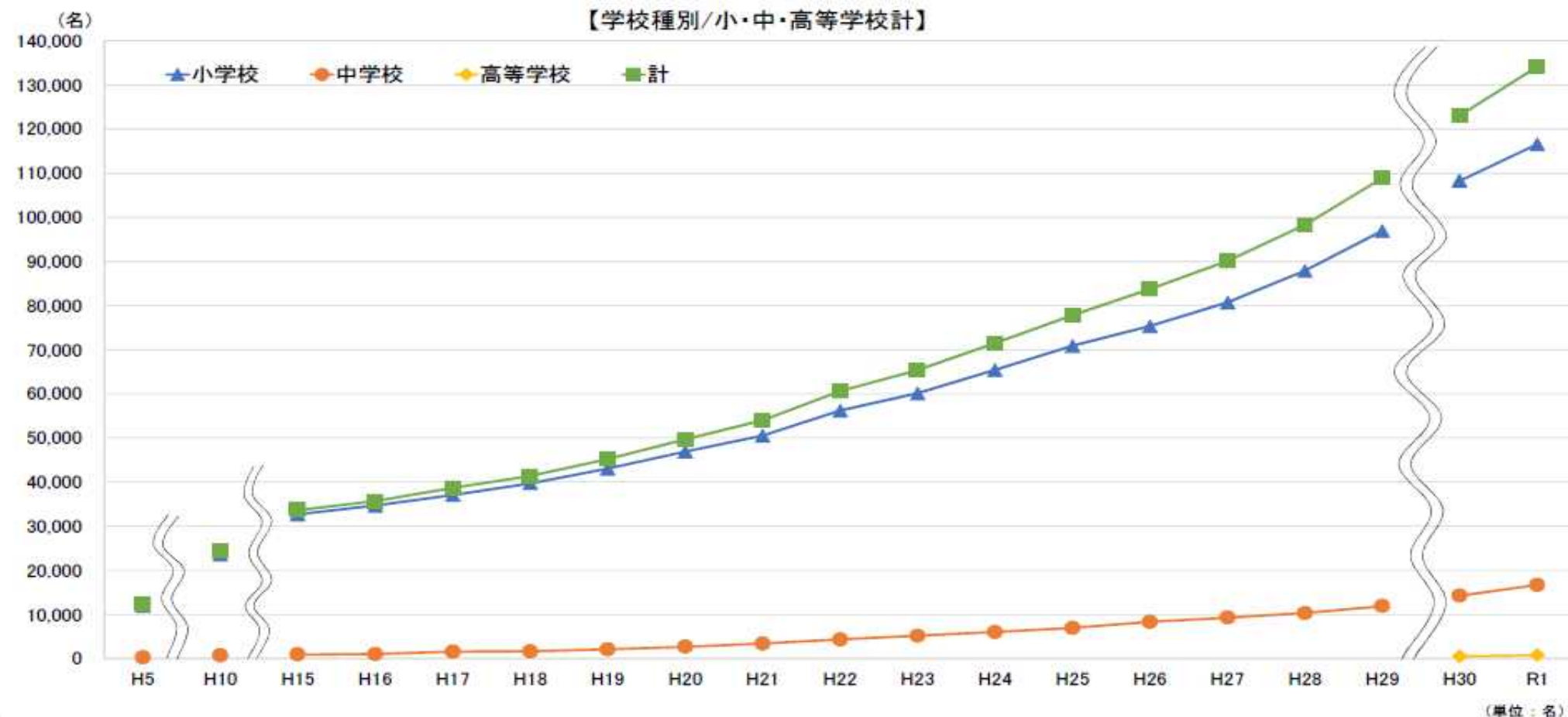
小学校



中学校



《参考》全国において通級による指導を受けている児童生徒数の推移《H5～R元》（文部科学省）



	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	11,963	23,629	32,722	34,717	37,134	39,764	43,078	46,956	50,569	56,254	60,164	65,456	70,924	75,364	80,768	87,928	96,996	108,306	116,633
中学校	296	713	930	1,040	1,604	1,684	2,162	2,729	3,452	4,383	5,196	6,063	6,958	8,386	9,337	10,383	11,950	14,281	16,765
高等学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	508	787
計	12,259	24,342	33,652	35,757	38,738	41,448	45,240	49,685	54,021	60,637	65,360	71,519	77,882	83,750	90,105	98,311	108,946	123,095	134,185

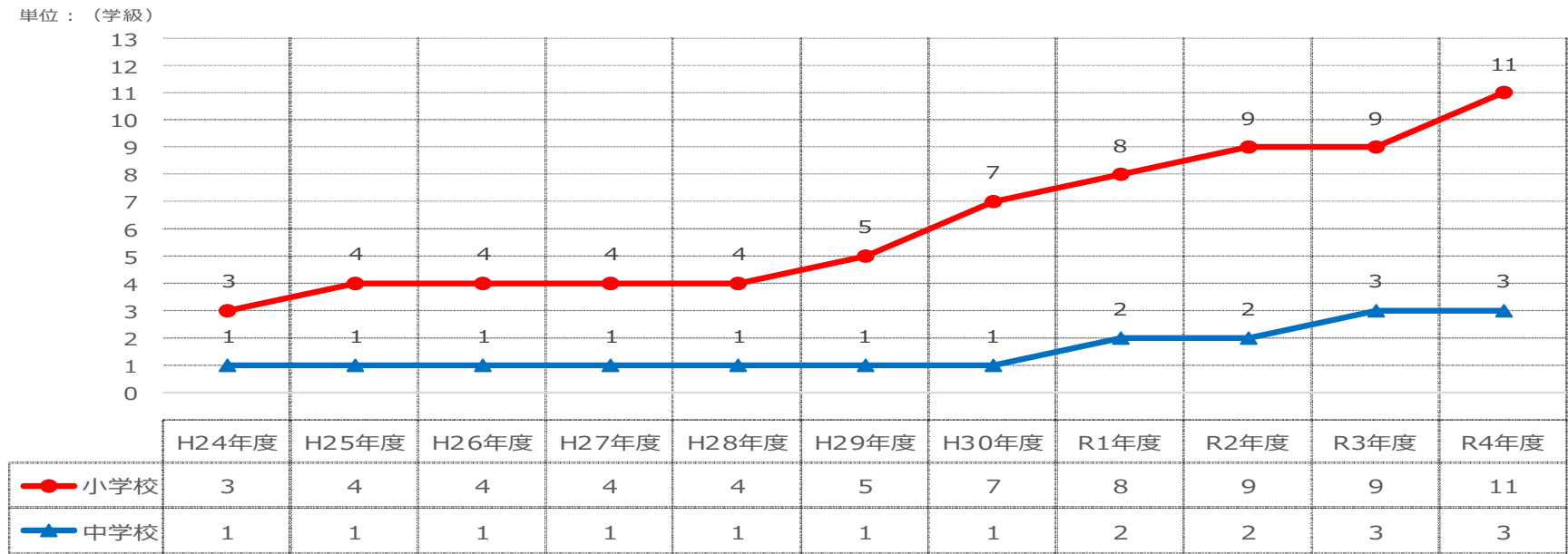
※各年度5月1日現在。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

《参考》箕面市の通級設置数（全学級・発達障害のみ） 《H24～R4》



《H24年度とR4年度を比較》

小学校 通級設置数 8学級 増加 （H24年度に対して 366%）
中学校 通級設置数 2学級 増加 （H24年度に対して 300%）

《箕面市の学校数》

小学校 11校設置 / 14校中（設置率： 78%）
中学校 3校設置 / 8校中（設置率： 37%）

《R4年度の設置校》

小学校（11校）：箕面小、止々呂美小、南小、西小、東小、萱野東小、豊川北小、中小、豊川南小、萱野北小、彩都小
中学校（3校）：一中、二中、六中

《未設置校》

小学校（3校）：萱野小、北小、西南小
中学校（5校）：止々呂美中、三中、四中、五中、彩都中

■通級指導教室の設置基準

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、通級は、各校で児童生徒13人に1人の教員が配置される

※令和8年度に通級担当教員が基礎定数化されるため、現在は教員配置は約束されていない